

— 会場での意見一覧表 —

※電話等により後日寄せられた意見を含む。

①条例骨子・構成案全体に対する意見

下小口区	自治なんだから、条例でわざわざ定めなくても当然やってくこと
	「役割・責務」からいきなり具体的な制度に入るので違和感あり。
秋田区	この条例がないと“参加と協働のまちづくり”ができないのか。それとも、今やっていることを改めて文章化するということなのか。
中小口区	現状のどこに問題があってこのような条例をつくるのか。
	この条例と「町民憲章」との関係性は。
	まだ内容に不足している点があるのではないか。また、こうした条例の改定時期はいつになるのか。
	条文に反した場合はどうなるのか。罰則の必要性はないか。
豊田区	「条例」というものの印象から、どうしても「規制を受ける、抑制される」というイメージがある。また町の条例は、ホームページで一覧で見えるようにしてほしい。
	「住民等」と繰り返されるが、結局みんなに何をさせたいのか。総論ではなく、各論に落とし込んだものなら条例をつくる意義も分かるが。総論で最上位に位置づける理由は何か。
	「条例で定めないと認識されないものなのか」ということを聞いている。わざわざ条例に明文化する必要があるのか。行政の権力の抑制というが、内容の見方によっては、住民に対する強制力が働くと受け取れる。方法論として、なぜ条例なのか。別の方法（行政要領等）があるのでは。
	基本理念を条例にするというのも理解できる。
余野区	勤労奉仕と協働をどう考えているか。この二つを同列に置く考え方があるかどうか。本来は別物であるはずで、勤労奉仕は税の一部のようなもので強制。協働は自主的な取り組み。
	条例に罰則規定を設ける考えはないか。
	「みんな」というなら、もっと平易な文章で書いてほしい。横文字が多いし、「担保する」という表現なども難しい。
	一番大事なのは、職員の意識改革だ。この条例についても一部の人間は分かっているかもしれないが。
	骨子だからこれからまだ条例に直されるのだろうが、全般分かりづらい。この条例は、今の子ども達が大人になったときに使うものだと思う。中学生でも分かるようなものにしてほしい。
	一言で言えば、町民に煩わしいことをさせるな。みんなと一緒にというが、本来は職員の責任。行政を信用できないのに、一緒にと言われても話ができない。
	行政がやって当たり前だとみんなが思っている。それを一緒にと言ってくる。住民へのまる投げでは納得できない。要はこの条例は「諸刃」だということを言い

	たい。
さつきヶ丘区	<p>町民の負担は軽くしてほしい。町からどんどん区へ仕事が下りてきている。高齢化が進むなか、できるだけ作業を減らしてほしい。町民に求める前に行政がやるべきことをまずやってほしい。条例骨子は理想的ではあるが、規則もなければ強制力もない。金（町内会で収集）も高い。今は町内会でそれを半ば強制的に行っているが、条例自体は曖昧で、こうしたことをたてにとられてはいけない。行政組織は、参加だ協働だといって職員を増やしたり大きくするのでなく、小さくしていくべき。経費も最小限に。</p> <p>条例の形式（文言） ⇒ 難しい。もっと分かりやすい表現に改めてほしい。</p>

②条例骨子・構成案の項目に対する意見

下小口区	「しばられそうだ」…役割・責務の部分。強制されないとはいえ、重い。
	自治組織は行政区だけで良いのか。下小口区には財産管理をする認定地縁団体あり。その規約を変えるにも、町長の確認が必要だったり、全員協議会で全員の了解がいる。
	「住民（等）の役割」にある「強制されない」という表現を条文に織り込むのはどうか。
河北区	「住民（等）の役割」の部分について、「自ら発言と行動に責任を持って行政に参加し…」という表現は、強制しないとあっても非常に重たく参加しようという気にならない。
	「町の執行機関の責務」の部分について、具体的に役場はどうかかわるのか？
	「住民（等）の役割」の部分だが、役場では職員の目標と成果による評価がされていると思う。一方で、職員も一住民。骨子には「役割は強制されない」と書いてあるが、職員がまちづくりに参画しないことが、役場での評価に関係してこないか。
余野区	条例が適用されるように「住民等」を定義しているが、議会と自治組織の責務では、住民等でない。この理由は。
	行政から区へ仕事がまわされるが、全然、公平公正が保たれていない。「執行機関の責務」と書かれているが、責務が果たせる手続きが整ってから条例に定めるのが本当ではないか。
垣田区	特に関心があるのは住民投票。何でもかんでもでなく、実施する基準を明確にしてほしい。
	住民投票により住民の意思で「変える」「正す」というようなことはできないか。住民と議員の意見が違うので。住民の意見を受け止めてもらえたらと思う。

③条例に対し留意する意見

下小口区	町民が事業に失敗した時など、金銭的なトラブルへの対応は？そういうことを条
------	--------------------------------------

	例の中に盛り込んでどうか。
	個人情報保護が厳しく自治会活動の妨げになっている（世帯把握ができないなど）。何とかならないか。
	住民よりも職員が大変になる。職員の理解は得られているか。
	某市では、条例に細かく規定したせいで事務が煩雑になってしまい、条例改正の方向に進んでいる。
秋田区	この条例の位置づけが最上位となるなら、他の条例の改正が必要になるのではないか？
	この条例ができることによって、事業の決定（住民との共通理解を得る）までに時間がかかってしまうのではないか。そして、それは本来議会の役割ではないか。
	内容はみな素晴らしいものだと思うが、住民の提案・意見には、エゴに近い、私利私欲的なものもあるだろう。職員の労力には限りがあり、それに時間が割かれ行政サービスがおろそかになってしまわないか。反対しているのではなく心配をする。
	住民の代表で議員・議会があるが、住民が参加するとどうか
河北区	企業ではISOを取得しているが、役場はまだ。企業と比べて10年程遅れているのでは。条例ができて、今後そういう取り組みはされるのか。
	議会の役割との関係はどうか。本来は、議会の仕事であって、住民がその下請けのように扱われてしまわないか。
中小口区	「NPO活動の支援…」とあるが、NPOの構成員は全員町内在住ではない。そうした団体ではなく、個人の提案は条例によりどう扱われるのか。
	広報紙には区長名だけが公表され、かつてのように連絡先が掲載されていない。自治というが、区長がどんな人か知らない人が多いし、連絡したくてもできない。
	行政への提案・要望は、以前は区長を通じて行っていた。これからどうなるのかが分からない。
	「何でも言ってちょ」の位置づけはどうなるのか。区長を通して意見を言うのと、その使い分けは。
	11行政区の一つひとつが自治組織だということならば、もし他地区で良い取り組みがあったら、それを押し付けられるようなことにならないか。
	この条例を機能させるには、住民の意見を受け止める職員の姿勢・誠意が何よりも大事なこと。
	この条例が屋上屋にならないか。
	職員の事務や手間が増えないか。
	本来は議員の役目ではないか。議員がしっかりしていれば条例はいらない。
外坪区	この条例ができることで、具体的に何か外坪区から提案しなければならなくなるのか。（そうしなければ補助金がもらえないとか。また「強制されない」という条文と矛盾しないか。）
	住民、議会、行政の責務とあるが、議会、行政の責任逃れのシステムにならないかが心配。現状として行政に対し不信感がある。
	もしこの先、合併したらこの条例はどうなるのか。

	<p>行政の仕事が、自治組織に任されるようなことがあれば、十分（慎重）な検討が必要。</p> <p>自治組織の役割が今後拡大するならば、区長の任期を始め区運営の仕組みについてもっと検討が必要。</p>
余野区	<p>心配なのは、この条例ができることで、NPO 団体が行事ごとに補助を得るために媚びるような動きが出てこないかということ。きちんとチェックする仕組みはあるのか。</p> <p>職員に対し、今後の方向性を明示し教育しているか。（先日、温水プールで蜂の巣駆除をしていた職員は…）</p> <p>心配していることは、参加・協働を理由にして、職員や議員が責任逃れをしないかということ。</p>
大屋敷区	<p>町の規範として素晴らしいものだと思うが、心配するのは、議会との関係性。住民参加によって決めたことに対して議会も反対しにくくなってしまう。</p> <p>制定したならば、「仏つくって魂入れず」にならないように。</p> <p>「第4章」の部分を実施しようとするならば、職員の負担は大きく増える。そのために時間がかかってしまうとか、職員を増やすとか、そういうことのないようにしてもらいたい。</p> <p>「住民等」は一人から何千人という単位。一人の場合は、どうやって提案するのか。</p> <p>この条例ができたら、条例遂行のために町組織の中に新たな課ができるのか。</p> <p>住民の提案により決定された施策を議会が「ノー」とした場合はどうなるか。</p>
垣田区	<p>今までは、区長や議員を通じて行政に要望をしていた。この条例ができたら、一人でも提案できるようになるのか。</p>
上小口区	<p>昨年、私が所属するボランティア団体に、社会福祉協議会からボランティアセンターに関するアンケートを依頼された。場所についての設問で、新設ではなく既施設（大中旧校舎の活用）を希望したが、校舎は8月に全て取り壊されてしまっている。こういう声が反映されない。</p>
さつきヶ丘区	<p>この条例内容について基本的には賛成。いろいろな要望が出されたとき、これをどう取りまとめるか、反映させるか。その具体的な方法を。</p>

④条例案策定の進め方・考え方等に対する意見

河北区	<p>説明が分かりにくい。これまでに十分検討されてきたものに対して、こうして説明を受けただけで、「ここをこうした方が良い」というような評価はできない。何か比較できるものがあればよいが。</p>
中小口区	<p>この条例をつくるにあたって、ひな形はあるか。</p> <p>条例内容は、法的な機関に見てもらっているか。</p>
豊田区	<p>策定会議のメンバーの氏名、会議録はホームページに載っているか。</p> <p>豊田区の課題を実際に「目」で確認しているか。目で見て確認してほしい。</p> <p>自治組織の現状は、各区によってバラバラ。これを把握した上で条例に位置づけ</p>

	てほしい。
余野区	この条例の中身をどうやって皆さんに理解してもらうつもりか。今までも行政は全然呼びかけていない。本来は、区の仕事ではなく、町の仕事だ。(ごみ出しなども、呼びかけたって出てこない。区の規模が他と比べて大きく班組織の運営もままならない。)
	地区懇談会への参加者は、人口割合からいえば0.1%程度。関心は薄い。
	策定会議委員の選任基準は。
大屋敷区	この条例を制定しようと決めたきっかけは何か。
	現在のまちづくりで、何かが不足しているからということではないのか。
	近隣でこういった条例を制定している自治体があれば状況を教えてほしい。
	町外の方への説明は行うのか。住民等に在勤者を含めるならば、事業所の方の意識も変えてもらわないといけない。
	具体的な事例を取り上げて説明してもらえると分かりやすい。
	今回の地区懇談会は、条例制定を前提としたものか。

⑤その他、行政に対する意見・要望

下小口区	先日役場のある課に尋ねたら、「その件は区長に話してあるから区長に聞いて」と言われた。本当に住民のためには思っていますか？
	役場の建物と建物の間の草の処理は誰がするのか？
	地方分権となり、行政と行政区も対等だというのが、その前に職員研修をやれ
中小口区	福祉課（窓口）の対応が非効率。
余野区	行政区の規模をどう想定しているのか。
	町は、大きく花火を打ち上げるようなイベントに金を出す。小さくても草の根的な活動に対して恩恵が薄いのか。
	新しい大口中学校ができたが、工事がやられていないところ、やらなければいけないところに問題があることがあり、今も黒川設計が来ていると聞いた。そういう所への無駄づかいはやめて、耐震など本当に必要なところに税金を使ってほしい。
垣田区	県営住宅付近で草が茂り、蚊が発生している所がある。町に言えば「県へ言ってくれ」、県へ言えば「町に言ってくれ」で困る。町は県に要望してくれているか。
	高齢者や母子・父子の福祉施策の充実を。
さつきヶ丘区	避難場所の数が、大口より扶桑の方が多いがどういうことか。※新聞の折り込み地図より
	余野地区は人口が特に多い。⇒ もっと細かく（学供なども）指定すべき（避難場所へ誘導するためにも）。
	西小まで避難が困難な場合、他自治体（扶桑町）の避難場所へ行ってもかまわないか。またその時に分け隔てなく救援物資も配給されるか。